令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり公表します。

記

令和6年度健全化判断比率

実	質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	説明
	%	%	%	%	括弧内の数値は、
	_	_	12. 6	150. 6	早期健全化基準
(11. 25)	(16. 25)	(25.0)	(350.0)	の数値を表す。

令和6年度資金不足比率

特別会計の図	資金不足比率	説 明		
法適用企業(宅地造成事業のみを行	水道事業会計	_ %		
うものを除く。)に係る特別会計	下水道事業会計	_	20.0%	
法非適用企業(宅地造成事業のみを	卸売市場事業特別会計	_		
行うものを除く。)に係る特別会計	国民宿舎運営事業特別会計	_		
宅地造成事業のみを行う法非適用企 業に係る特別会計	産業立地推進事業特別会計	_		